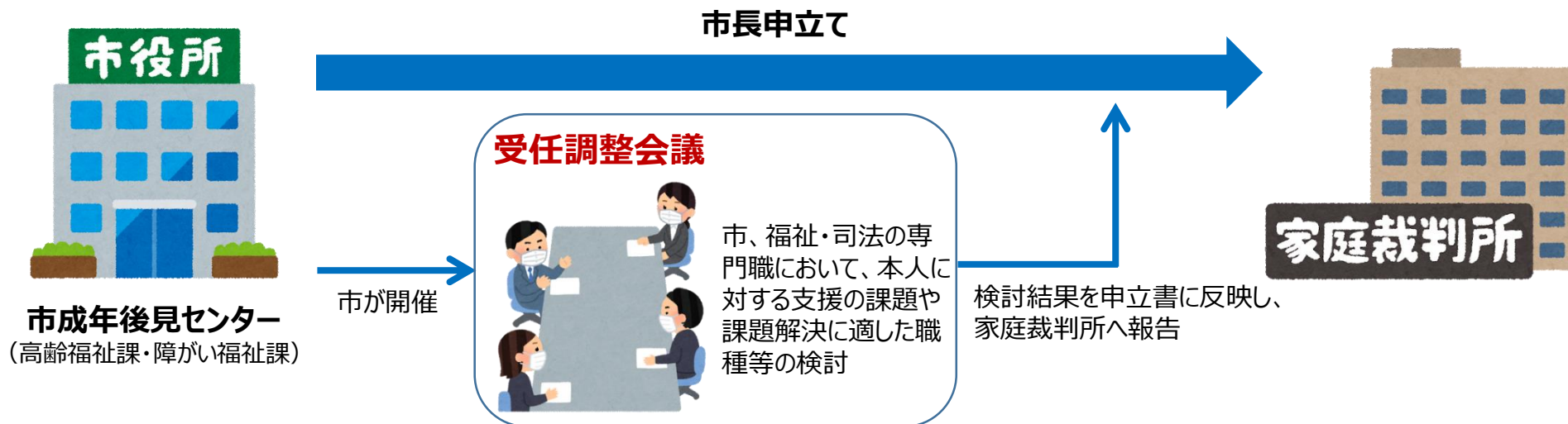


受任調整会議の設置について（案）

(1) 受任調整会議の位置づけと目的

- 山口市成年後見制度利用促進協議会設置要綱第8条第1項の規定に基づき、本協議会の部会として設置する。
- 本人の状況に適した後見人候補者の職種（弁護士、司法書士、社会福祉士、法人後見等）について検討・調整する。
- 令和4年4月からの運営を目指し、受任調整会議運営要領（資料4）の制定など、準備を進める。



山口市成年後見制度利用促進協議会設置要綱（抜粋） （部会の設置）

第8条 協議会は、成年後見制度の利用の促進に関し具体的な課題の検討、調整等を行うため、部会を設置することができる。

2 部会は、協議会の委員が所属する団体等の関係者をもって構成する。

3 部会の設置、所掌事項及び構成に関し必要な事項は、協議会で決定する。

(2) 受任調整会議の所掌事項及び構成等

■ 所掌事項 (受任調整会議運営要領 (案) 第2条)

- (1) 制度利用者等に必要支援の検討
- (2) 後見人等候補者の検討
- (3) 成年後見制度の適切な利用に向けた検討及び調整

■ 構成 (受任調整会議運営要領 (案) 第3条)

区分	所属	備考
専門職後見受任者	山口県弁護士会	各所属から複数名推薦し、 輪番で会議に出席していただくことを想定
	山口県司法書士会	
	山口県社会福祉士会	
法人後見受任者	山口市社会福祉協議会	
市権利擁護支援担当者	山口市基幹型地域包括支援センター	高齢者事案の場合に出席
	山口市障がい者基幹相談支援センター	障がい者事案の場合に出席
	山口市成年後見センター	

■ 謝礼 (受任調整会議運営要領 (案) 第4条)

弁護士、司法書士及び社会福祉士が本会議に出席した場合は、予算の範囲内で謝礼を支給する。

■ 会議 (受任調整会議運営要領 (案) 第5条)

- 1 本会議は、山口市成年後見センター所長が招集し、その議長となる。
- 2 本会議の議事は、本会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、所長の決するところによる。
- 3 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、あらかじめ所長が指名する者が、その職務を代理する。

(3) 受任調整会議の運営方法①

- 受任調整会議での運営方法や協議事項について具体的な検討を進め、円滑な会議の運営を図るために、本会議の想定構成員において模擬会議を実施。

受任調整会議（模擬）

- 1 日時 令和4年1月24日（月）13時30分～
- 2 場所 山口総合支所3階第11会議室
- 3 議事 (1) 模擬会議【高齢者2事例】
(2) 受任調整会議の運営について
- 4 出席者 山口県弁護士会（1名）
山口県司法書士会（1名）
山口県社会福祉士会（2名）
山口市社会福祉協議会（2名）
山口市基幹型地域包括支援センター（1名）
- 5 事務局 山口市成年後見センター

模擬会議での検討を踏まえて運営方法を整理



■ 対象事案

当面、市長申立て事案全件を対象とする。（参考）令和2年度市長申立て件数：11件

■ 開催方法

- ・ 月1回、定期的に開催し、事案がない場合は開催を見送る。（例）第○・○曜日 ○時○分～
- ・ 審判前の保全処分が必要な場合も含め、早急な申立てが必要な事案の場合は、申立てを行った上で、直近の受任調整会議にはかる。
- ・ オンライン出席も可能とし、資料は会場出席者も含め事前送付し、会議終了後、事務局へ返送又は当日回収する。

(3) 受任調整会議の運営方法②

■ 進行方法～受任調整シートをもとに進行～

- (1) 担当者からの事案説明
→本人の状況、本人にとって必要な支援について、別紙「対象者情報シート」等をもとに説明
- (2) 事案の内容確認（質疑応答）
- (3) 本人に対する支援の課題の精査（意見交換）
- (4) 協議事項ごとに協議

■ 協議事項

- ① 予測される類型及び後見事務
- ② 付与が必要と想定される権限
- ③ 適任職種等
- ④ 後見人等に必要と思われる支援

■ 主な資料

- ・ 受任調整シート（市様式）
- ・ 対象者情報シート（市様式）
- ・ 親族関係図（申立書類）
- ・ 診断書（申立書類）

■ 家庭裁判所への報告

申立事情説明書（申立書類）において、受任調整会議の協議内容を報告する。
※別紙「申立事情説明書（抜粋）」参照

【受任調整シート】 山口市成年後見センター

会議日時	
参加者	<input type="checkbox"/> 弁護士会() <input type="checkbox"/> 司法書士会() <input type="checkbox"/> 社会福祉士会() <input type="checkbox"/> 市社会福祉協議会() <input type="checkbox"/> 市() <input type="checkbox"/> 事務局()
本人氏名	Aさん
本人の状況	■対象者情報シート ・ ・
本人にとって必要な支援	・金銭管理() ・身上保護()
申立人(市長申立て根拠)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input checked="" type="checkbox"/> 市長 (要綱第4条()、第5条()、第6条に該当する)
予測される類型	<input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助
予測される後見事務	
付与が必要と想定される権限	1.代理権の必要性 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 2.同意権・取消権 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 権限付与についての本人の意向 ()
適任職種等	<input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 法人後見 <input type="checkbox"/> 市民後見 理由
後見人等に必要と思われる支援	

協議事項

①

②

③

④

保佐・補助類型の場合

別紙「後見人等の選任イメージ(山口家裁)」に基づき協議

関係機関、支援者との連携等